

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第4回議事録》

■日 時：令和8年7月31日(金) 10:00 ～ 11:35

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとり委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）

皆さん、おはようございます。

それでは定刻となりましたので、第4回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

また、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてから、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。また、ご発言が終わった後は、ハウリング防止のためにマイクのスイッチをオフにいただきますようにご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前回の協議を踏まえ、まず広域と基礎の事務分担案について協議をしたいと思います。なお、本日の議題に関し、大阪市から西山副市長、大田デジタル統括室長。大阪府からは7月28日にご就任されました坂越副知事、市瀬スマートシティ戦略部長などにもお越しをいただいております。

事務局にそれでは資料を用意していただいておりますので、まず事務局から資料のご説明をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）

副首都推進局長、西島でございます。そうしましたら、お手元の資料1と2につきまして、続けてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料1の「広域と基礎の事務分担について」という資料をご覧ください。

1ページ、前回シミュレーション用にですね東京都と特別区23区の事務分担をベースに仕分けを行わせていただきました。今回はですね、論点を設定した上で、論点ごとに抽出しました事務例につきまして、仕分け案をお示しさせていただいて、これをたたき台として、事務分担の考え方についてご協議をいただきたいと思いますと考えてございます。今回提出する仕分け案で、事務分担が確定するというものではございません。本日以降の協議の内容を反映し、協議会において、さらに具体的な事務分担を決めていくということで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料を少し飛んでいただきまして、3ページをご覧ください。

まず、事務の「広域自治体、基礎自治体として担うべき事務の考え方」でございます。現状としましては、大阪府、大阪市でそれぞれそこに記載のような事務をやっているという中で、これを再編しまして、副首都大阪を担う自治体として、成長をけん引する事務を大阪府に一元化、住民に身近な特別区が住民サービスを着実に実施するようにということで、広域自治体には、大阪府が副首都として「経済成長」と「首都機能代替」を果たすということ、それから基礎自治体につきましては、特別区が地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念できるような事務分担とすることと考えてございます。

4ページが、今回設定させていただいた論点でございます。前回は4つの論点を示させていただきましたが、前回、ニア・イズ・ベターの議論がございましたので、それを加えまして、5つの論点で整理をさせていただいてございます。

5ページは事務分担のイメージでございますので、ここはちょっと説明を省略させていただきます。

7ページをご覧ください。ざっと論点ごとにイメージをいただくために、主なものという形で載せさせていただいていますが、具体的には順次8ページ以降の事務例でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず8ページ、「区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か」ということで、まず8ページにつきましては、まちづくりですとか、インフラ系の業務を基本は広域という分担で書かせていただいております。地域のまちづくりですとか、地域交通網の生活道路、それから大きな大規模公園以外の地域の公園につきましては基礎ということにしております。

続きまして9ページをご覧ください。こちら基本、広域としてございますが、公営住宅等というところと、一番下の団体監理事務等ということで、こちらにつきましては基礎の位置づけとさせていただいてございます。

それから10ページの方で、都市計画の各種権限につきましては、基本的には広域の方ということで位置づけを整理させていただいてございます。

続きまして11ページ、「ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か」ということで、基本、前回もご議論いただきました、地域の観光とか文化施設、それから競技スポーツなどにつきましては、基礎に位置づけるとともに、保育ですとか養護老人ホーム、身体障がい者手帳などにつきましても基礎と位置づけをさせていただいてございます。

12ページにまいりまして、診療所等の開設許可、3つ目ですけども、ここについては保健所とセットということですので、広域にしてございますが、その届出の受理などにつきましては基礎と位置づけをさせていただいております。あと、犬・ねこですとか、市立の各区の図書館、それから地域の就労支援につきましては、基礎の位置づけとさせていただいております。

13ページをご覧ください。「区数により、広域と基礎の事務分担を変更する可能性のある

事務は何か」ということで、今までの1番、2番はそれぞれ区数ごとに分担を変えるということとはなかったんですけども、13ページにつきましては、まず児童相談所、一時保護所は、前回のご議論も踏まえまして、4区につきましては、一定の人口規模もあるということですので、基礎の方に位置付けをさせていただきまして、この児童相談所、一時保護所とセットで仕分けが必要なものにつきましても基礎とさせていただいています。それから、生活保護施設の設置認可につきましても、施設の偏在ということで、一定4区と8区の方に、基礎とさせていただいてございます。

続きまして14ページ、「大阪市が実施している高レベルサービスの実施主体をどうするか」ということで、今回挙げさせていただいているものにつきましては、基本的には基礎ということで仕分けをさせていただいてございます。

続きまして15ページをご覧ください。1つ目、「住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか」ということでございまして、再掲も含めまして、基本広域でということで、広域道路ですとか、水道、下水道、消防、それから斎場・霊園につきましては、後でもまた資料でご説明しますが、4区を基礎とし、それ以外を広域としてございます。

16ページをご覧ください。再掲の部分を除きまして、介護保険事業、それから保健所、小中学校教員の任免・研修につきましては、広域の位置づけとさせていただいてございます。

17ページにまいりまして、大規模施設、スポーツ施設につきましては、大きなものと、それから区民に利用されるようなものとで広域と基礎に分けるということと、それからシステム管理、これもこの後ちょっとご議論いただくとと思いますが、一旦広域の方に位置づけをさせていただいております。以上でございます。

この論点の中でですね、いくつか私どもの方で少しご議論になるかなと思いましたがものにつきまして、個別にちょっと資料を作成させていただいておりますので、併せて説明をさせていただきます。そちらの方が18ページ以降の「3 個別事務の状況等」というものでございます。

19ページから20ページにかけましては、まちづくりの関係でございます。都市計画の権限の内容を表でお示しをさせていただいております。米印(※)1をつけてございますのは、既に府市一体条例の中で、大阪市から府の方に事務委託をしていただいているものでございます。それから、米印(※)2をつけているものにつきましては、前回までの協定書を作る時にですね、国との協議の中で事務処理特例で特別区に移譲することは難しいとされている事務でございまして、通常ですと権限は一般市なんですけれども、東京都と特別区との関係では、東京都がやられているというものでございます。それから、あと開発許可の関係で、建築確認につきましては、特定行政庁ということで、一定の人口規模のところにはある程度の権限が下りているということ。それから、市街地開発事業につきましては、民間施工の部分につきましては、一定の広さ、開発整理事業の広さに応じまして、権限が分かれているという状況でございまして、それらを論点として、20ページの下のところで整理をさせ

ていただいております。

続きまして 21 ページ、児童相談所・一時保護所につきまして、これにつきましては、都道府県と政令指定都市に設置義務がございます。政令で定める市・特別区も設置が可能となっております。現状、一部の中核市や特別区で設置がなされているところでございます。それから児童福祉法が改正されている中で、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策が実施できるような改正が過去されているというところでございます。

ご承知のとおり、大阪市の状況につきましては、3つのこども相談センターに1つ開設予定ということで、4つとなっております。それから、府域の状況ですと、堺市、それから豊中市などで設置がされておりまして、東京都ですと、特別区で10か所の設置がなされてございます。

これにあたっての課題ということで、まず、基礎の場合では、4区の場合、今、中央こども相談センターの方がですね、北部・南部はランチという形で、トータルの調整をされている機能があるということなんですけれども、そういう機能を分けたときにどのように確保していく必要があるのかということと、夜間休日の緊急対応をどうするのか。それから8区の場合には、専門施設の整備や専門人材の確保をどうしていくか。もしくは4センターですね、共同で管理していくということも考えられる。

それから、広域の場合には、中央機能の確保ですとか、夜間休日の体制確保などにつきましても、同じような課題となっておりまして、虐待事案につきましては、件数の増加とともに、複雑困難なケースも増えている中で、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策を実施できることという方向になってございますので、広域で実施するにあたっては、その方向との関係はどうかということでございます。それから、右側で併せて検討が必要な課題として、児童養護施設等というものがございまして、こちらの方が下の表のとおり、それなりに偏在をしているというところがございます。

続きまして、23 ページ、24 ページにまいりまして、前回のご議論、ご指摘がありました。が、システムの関係につきまして、状況の方をまとめさせていただいております。前回もご議論いただきました、国が示しております、標準準拠システムに関しまして状況整理をさせていただいております。20の市区町村業務につきまして、21種類の標準準拠システムというのが、今のその表のように定められておりまして、所管官庁、それから主な対象分野、対象自治体などが一定決められているということでございます。この中で、広域でやるにあたって、どのようにやっていくのかというところが、今日ご議論、ご協議いただければなと考えてございます。

続きまして、25 ページ、26 ページ、介護保険でございます。こちら広域として今仕分けをしているものでございます。大阪市の方で、今、事務をやっているところでございますが、基本的には市町村権限のものがほとんどというところでございまして、東京都におきましても、基本的には特別区でやられているということでございます。東京都と大阪府で、基本的な役割は同じような形となっております。

26 ページにまいりまして、介護保険につきましては、制度の持続性ということで、高齢化の進展によりまして、介護費用や保険料も増加しており、制度をどのように持続させるのかという課題。それから、保険料と介護サービスについて、格差をどうするのかというあたりが課題になろうかと考えてございます。右側にまいりまして、広域が担う場合でありますと、まず保険料の徴収事務につきまして、住民情報システムと連動した形で徴収が必要ということになってございます。また、最初に申し上げましたとおり、権限が市町村となつてございますので、広域で行う場合には一定の法改正が必要ではないかということでございます。

続きまして、27 ページ、斎場です。まず、大阪市の状況につきましては、今5か所が設置をされているということでございます。直営もしくは指定管理で運営がなされてございます。大阪府域におきましては、市町の方がほぼ基本的には運営をされているということでございます。それから、東京都の状況ですけれども、東京都の方は、東京都が指定管理で1か所運営されているのと、あと、一部事務組合は1か所、民営が7か所というところで、東京都におきましては、火葬待ちの発生ですとか、民営火葬場の料金の上昇などが課題になっているというふうにお聞きをしております。東京都においても、検討会を設置されて検討されているという状況でございます。それから、課題としましては、今後の火葬需要を踏まえまして、安定かつ継続的な運営を確保していくこと、それから、墓地埋葬法第13条の規定を踏まえますと、広域でした場合、市民以外の利用が増えるということが予想されるということが考えられるということでございます。

28 ページの「都区の事務配分のあり方検討について」ということでございますが、こちらにつきまして、前回もこれまで東京都と特別区の間で、事務分担につきまして、どのような議論があったのかというご指摘がございましたので、これにつきまして整理をさせていただきます。

平成21年から平成23年にかけてまして、「都区のあり方検討委員会」というのを設置されて、都区の事務配分についてご協議をされて、一定その表に掲げておりますような基本的方法が定められておるところでございます。私どもの方で調べた限りでは、下記の検討以降、都の事務処理特例条例等により、いくつかの事務が移管されているという状況でございます。

続きまして、29 ページ以降の「4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ」ですけれども、こちらにつきましては、前回、前々回と配らせていただいておりますが、前回、この資料の中で、特に一般市のところ、空白のところがちっと多かったというのもありまして、改めてそちらも埋めた形で、今回ご提示をさせていただいております。こちらの方につきましては、またご覧いただければというふうに思っております。

続きまして、資料2の方の説明に移らせていただきます。

今回、「区数ごとに事務分担を設定したシミュレーション」というのをさせていただきます。まず、おめくりいただきまして、1 ページの「シミュレーションの位置付け」で

ございますが、前回の協議会におきまして、東京都と特別区の事務分担をベースにした事務分担をもとにシミュレーションを行いまして、ご協議をいただきました。会長の方からですね、区数ごとに事務分担を変えた場合のシミュレーションについても示してほしいということでございましたので、今回シミュレーションをさせていただきました。その下に工程等を書かせていただいておりますが、基本的には前回と同様の工程で行ってございます。ですので、4区、8区、24区の傾向を示すものということで、数値については相当の幅を持って見ていただければと考えてございます。

2ページの方で、どのようなことを行ったのかというのをご説明させていただきたいと思います。前回、東京都ベースという形で試算をさせていただいたんですが、その中でいくつか児童相談所関係を4区に追加するですとか、それから逆に保健所が入りましたので、保健所、それから介護保険事業、それから8区、24区につきましては、先ほどの事務の仕分けに従いまして、火葬場・墓地を抜くという形で職員数の方を、総務省の定員管理調査というものがございまして、ちょっと事細かな事務ごとには職員数が把握できないということがありまして、一定小部門で把握できるものを、前回の東京都ベースのものから足したり引いたりして、職員数を割り出したというシミュレーションをやらせていただいたということでございます。細かい計算過程はちょっと今回省かせていただきまして、結果だけをご報告をさせていただきます。

まず3ページをご覧くださいまして、4区の場合、職員数の推計A、推計Bというのがございます。推計Aにつきましては、職員数を回帰分析をもとに推計したものです。それから、推計Bにつきましては、似たような人口規模の市から職員数を取ってきて、その平均で比べたというものでございます。

まず、4区につきましては、いずれにしましても児童相談所の関係を足したということで、職員数が増えてございます。その関係ですと、収支がプラスは変わらないんですけども、プラスの幅が減っているという結果となっております。

それから続きまして、4ページの8区の収支でございます。こちらの方はですね、保健所とかを抜いているというところの関係がございまして、人数としては減っていると。①の東京都ベースというのが前回でして、②の事務分担変更後というところが、今回やらせていただいた職員数の結果となっております。推計Aでいきますと、前回460人だったのが426人という形で、職員数が減っておりまして、それを収支にも反映させていったところ、前回と同様に推計Aの場合はプラス、推計Bの場合はマイナスとなっておりますが、プラスについては幅が広がってまして、マイナスのところについてはその幅が狭くなっているという状況になってございます。

それから5ページにまいりまして、24区の場合ですけれども、こちらの方も保健所等を除外しておりますので、職員数につきましては減っているというところでございまして、それに伴いまして、収支としては両方マイナスは変わらないですけれども、マイナスの幅がBは若干ですけれども、狭まっているという状況でございます。ざっとした説明で申し訳ござ

いませんでした、以上で説明を終わらせていただきます。

(杉江会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から資料の説明がありましたので、早速、広域と基礎の事務分担について、委員の皆さんと協議をしたいと思います。

それでは、ご意見やご質問のある委員の方は、挙手いただいてご発言をいただけたらと思います。また、システム関係では、大阪市のデジタル統括室や大阪府のスマートシティ戦略部からもご出席いただいておりますので、何かありましたら、直接ご質問もいただけたらと思います。藤田委員、お願いいたします。

(藤田委員)

すみません、ちょっと9ページの部分で確認したいんですけども、屋外広告物の許可に関する事務というところが、東京都ベースで広域というふうになっているんですけども、ちょっと私の記憶違いだったら申し訳ないですが、これ東京でも多分特別区に下ろしてたんじゃないかなっていうふうに記憶をしまして。まあいずれにしても、まちづくりで景観ですとか、通行の障害、歩道を歩きやすいかどうかみたいところに結構大きく関わってきますので、繁華街、中央区とか北区とかと、まあ、周辺区でだいぶ事情が違うのかなと思いますので、できたらこれは基礎の方が適切なんじゃないのかなというふうに思っております。で、その確認が一点と、先ほど会長からありましたシステムのところですね、17ページですけど。基幹システム21システムのみで、広域というふうに仕分けられてますけれども、システムたくさんあると思いますので、まずこの大きなシステムについては広域という理解でいいでしょうかね。細かいシステムについては基礎に残る部分はあるかなというふうに思うんですけど、そのあたり追加で説明いただけたらと思います。以上です。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

副首都推進局西島でございます。屋外広告物の関係につきましては、一旦広域とさせていただきますが、藤田委員のご指摘のようなですね、もう少し全体を細かく見ていく中で、どうしていくべきかということにつきましては、またこの協議会の中でご相談させていただければというふうに考えてございます。

(杉江会長)

システム関係はどうしましょう。そしたら事務局、引き続きお願いいたします。

(大田大阪市デジタル統括室長)

大阪市デジタル統括室長の大田と申します。よろしくお願いいたします。

今回の仕分けのこの資料自体は、全体を見ているのかどうかという藤田委員のご質問に関しては、そこまでの調整があったものではありませんけれども、藤田委員おっしゃるとおり、システムって今 300 大阪市にはございますので、こうした大きなシステムのみを広域に持っていくのか、それとも 300 全部持っていくのかみたいなところの議論はまだできていないのではないかなと思っております。後でまたちょっと全体の状況とか、こちらの考え方というところはご説明させていただきたいと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか何かご発言、たけち委員お願いいたします。

(たけち委員)

はい、ご説明ありがとうございました。一応冒頭に確認をさせていただきたいんですけども、仕分け案ですね、今回出ておりますこの仕分け案については、資料 2 の方にも前提としてあったんですけども、例えば政令市にはいま権限があるけれども、そうでない場合はその権限がない事務なんかもあったりとか、というふうに聞いておるところでございまして、あくまで今回のこのシミュレーション用として振り分けたものであって、たたき台として示されたものとして、今後改めて、例えば先ほどのシステムの関係の事務もそうですけども、改めて仕分けの議論ができるという形で理解してよろしいでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

今回、前回の東京都ベースで踏まえたシミュレーションという形で一旦やらせていただいた上で、前回のご協議の中でですね、区数ごとに一定の事務分担でいろいろ考えた方がいいんじゃないかという中で、今回、広域と基礎の事務分担をどのようにしていくのかということ、資料 1 の方で今回ご提示をさせていただいているというものでございます。

ですので、最初の資料 1 の 1 ページにも書かせていただきましたとおり、今回提示する仕分け案で事務分担は確定するものとは考えてございません。本日以降の協議の内容を反映しながら協議会の中で事務分担を決定いただくということかなと思っておりますし、今、区数の議論をしておりますが、今後、具体的な区割りが決まっていく中でその区数の規模に応じて、事務分担をどのようにしていくべきかということも、おそらくご指摘やご意見、いろいろあるかと思っておりますので、それを踏まえながら進めていきたいというふうに考えてございます。

(杉江会長)

たけち委員をお願いします。

(たけち委員)

ありがとうございます。一応ですね、私自身の意見になるんですけども、この論点1と2の振り分けについては、本当に慎重に振り分けていかないといけないと考えております。

まさにこの論点3につながってくる議論になってくるかと思うんですけども、以前に何度か発言させていただいております通り、今回、副首都にふさわしい大都市制度の協議としまして、副首都となった場合の強力な広域行政を検討すべきで、その一方でですね、再編される現在の市域、各々の特別区にとっても副首都にふさわしい特別区へと強化、そして発展させないといけないと考えております。

ニア・イズ・ベターはですね、区数の多さだけではなくて、いかに住民に近く寄り添って、多様なニーズを組み上げて、それに確実に応えていけるかどうか。ここは事務分担にも大きく関わってくる話だと考えておりまして、そういった点を踏まえますと、今回の協議で特に重要なのは、副首都の中心区域となる特別区が、この中心区域としてニア・イズ・ベターの観点から担う事務、その一方でニア・イズ・ベターな基礎行政を将来的にも持続可能かどうかといった体制づくりも併せて議論が必要だと思っております。

例えばなんですけれども、まちづくりについてですけれども、まちづくりと一言で言っても建物だけでなく、道路だったりとか公園など様々関係してきますが、これをレイヤーと言いますか、複層的な視点で考えたときに、広く大きく高い視点からは、特別区から特別区、あるいは特別区から府域内の市町村につながる鉄道や幹線道路が見えてきてまして、また特別区や府域市町村を含む広いエリア、これらが見えてくるとともに、この大きな視点でもってどのようなまちづくりが必要か、ビジョンが必要かっていうような課題が見えてくるかと思えます。

一方でですね、特別区にクローズアップして、この先ほど言いましたニア・イズ・ベターという観点から、住民に近い視点からまちづくりを考えたときは、その町にしかない地域課題や特性が見えてきて、合わせて住民からの声も届きやすくなって、特別区として、あるいはその隣接区や周辺の発展、その周辺の地域も発展していく、そういったことも身近なところのそのまちづくりを見据えたこの計画、都市計画の重要性が見えてきたりと思うと思っております。

そのようなことを考えたときに、新大阪や例えばうめきた、夢洲や森ノ宮など大阪の玄関口として、あるいはエリア一円の、大阪全体の発展を目指す核としてのまちづくり、開発に関する事務は広域であるべきと思っておりますが、それ以外の特別区に近い、いわば住民に近いまちづくりについて、住民に近いエリアについて、こちらについてはやはりこのビジョンは別としてまして、その地域の開発調整であつたりとか、用途の指定もそうなんですけれ

ども、このまちづくりに関連する事務については、一貫性を持ったそういった計画、実行、行政の執行ができるような体制、あるいは事務分担を検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そしてもう一つですね、各局共通して人材面、とりわけ専門職、技術職にやっぱり限りがあるということで、以前の法定協議会でも議論が出ておりましたところですが、限りがあるというところも踏まえますと、持続可能な体制、この仕組みも一方ですね、しっかり検討していく必要があると考えておりますので、そういった観点も含めてですね、今後議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます、ご意見ということでよろしいですね。ほか皆さん、ご発言いかがでしょうか。高山委員お願いします。

(高山委員)

資料ありがとうございます。8ページのところで聞きたいところがございます。

道路と公園のところなんですけれども、前回同様、広域的なものと地域的なものっていうことだったんですけれども、今回、東京都の事務分担をベースに改めて整理していくってなった中で、公園とか道路についても、東京都における例えば役割分担の考え方とか基準に照らすと、前回同様のよう仕分けっていう形でいくのか、基準っていうのでいくのか、それとも東京都を見てたら、ちょっと違う観点があったなっていうようなポイントがあったのかっていうところをちょっと確認させていただきたいんですけれども。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：上枝副首都推進担当課長)

副首都推進担当課長上枝です。道路の広域交通網としましては、前回の協定書と同じくですね、想定としましては、4車線以上かつ次の6つのいずれかを満たす路線ということで、大阪府域の地域間の連絡であるとか、都心（都市核）・地域核の連絡、広域交通拠点・国土軸との連絡、隣接府県の主要都市との連絡、都市への交通集中の分散（環状道路）、広域的防災に資する道路などを、広域交通網の道路として広域に仕分けしているものです。以上です。

(杉江会長)

高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。おおむね東京都もそのような形ということで、理解しておいていいですかね。

(杉江会長)

事務局どうぞ。

(事務局：上枝副首都推進担当課長)

そうです。

(杉江会長)

ほかいかがでしょうか。紀田委員お願いします。

(紀田委員)

いくつか伺いたいことがあります。まず、9ページですけども、エネルギー政策が広域にある一方で、関西電力の団体監理事務は基礎に今回分け直しているんですけども、変えたからには変えたなりの理由があると思うんです。局内で検討された際のその理由というのはどんなところにあったんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：山野副首都推進局理事)

副首都推進局理事の山野でございます。団体監理事務といいますのは、当然、株式の保有と関連がございます。前回、株式につきましては、基礎の方に継承していくというところがございますので、そういった意味において、前回にならって、団体監理事務も基礎の方にいうふうな位置付けをさせていただきました。

一方で、例えばエネルギー政策につきましては、広域的な観点もございますので、今回は広域という形で整理をさせていただいたというところでございます。

(杉江会長)

はい、紀田委員お願いします。

(紀田委員)

関西電力は本当の意味で民間企業ですので、その整理も分からないところは全くないんですが、大阪メトロや大阪シティバスは、これ民間企業とはいえ、その株式の全てが大阪市

ですよね。そうなりますと、総合交通対策はともかくですね、施設もいっぱいありますし、バスもありますし、鉄道の安全性向上やバスネットワークの維持、改善等を政策として掲げてやっていくのと、大阪メトロの株式の保有が広域になくて特別区に分有されるというのは、やっぱりだいぶやりやすさっていうのは変わるような気がするんです。そこについては検討されたんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：山野副首都推進局理事)

引き続き、副首都推進局理事山野でございます。現在、大阪市におきまして、例えばバスネットワーク維持改善というのは、これは補助金を打って維持をされているというところがございます。一方で、大阪メトロ、大阪シティバスの株式につきましては、委員ご指摘のとおり、大阪市の外郭団体でございますので、100%保有し、団体監理事務というのを行わせていただいているというところでございます。以上でございます。

(杉江会長)

紀田委員お願いします。

(紀田委員)

例えばメトロに何か追加の安全対策が必要だと考えたときに、これ民間の場合でも全く同じ施設でも、例えば近鉄さんとかでも全く一緒になると思うんですけども、経営が完全独立してるんでしたら、それは各企業のご判断で、大阪市なり、広域の大阪都が提案もそれぞれお考えになるんでしょうけど、株式が大阪特別区にある場合ですね、しかも特別区がまあ4つ、8つ、12、24で分かれている場合にですね、株主の意向っていうか、強く働く場合ってのがあると思うんですけども、基礎と広域で意思権が一致しないから困ってきたっていう過去の大阪の歴史を考えると、これは一致させた方がいいんじゃないかなと私は感じます。

で、次に公営住宅がまあ広域から基礎になってますけども、こちらについては、どういった考え方で東京都の場合と違う判断をされたのか、局内での検討状況を教えていただきたいです。

(杉江会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局：上枝副首都推進担当課長)

副首都推進担当課長上枝です。公営住宅につきましては、大阪市内の府営住宅が大阪市へすでに移管されているということも踏まえまして、前回同様、基礎に仕分けたものでございます。以上です。

(杉江会長)

紀田委員をお願いします。

(紀田委員)

確かに大阪府は、府営住宅の基礎的实施体への移管というのはだいぶ進めてまして、大阪市は手を挙げていただいたので、全てお渡しているものです。

ですので、府から市に渡しているのを、また市から都に戻すっていうのも、ちょっとおかしいと思いますので、その意味ではこれはこの判断がいいんじゃないかなと私は思います。私から現在のところ以上です。

(杉江会長)

ほかいかがでしょうか。置田委員、お願いします。

(置田委員)

まず児童相談所の話で、21 ページ、22 ページの資料で書いてあるんですが、やっぱり現状でも東京都 23 区ですら 10 カ所にとどまっているという状況で、やはり各特別区が児童相談所設置するとなると、書いていただいている通りで、やっぱり専門人材の確保っていうところ、人材育成のところはかなり課題になると思うんですが、一方でやはり 22 ページの下のところ「広域（大阪府）の場合」に書いてあるんですけど、やはり広域の方で児童虐待の対応とかする場合に、やはり特に大阪市のような虐待対応件数の増加している非常にたくさんの相談を抱えている都市部において、やっぱり広域っていうのは各住民の皆さんと当然遠いってところもあって、そもそもまず住民の皆さんの住所とか、住民基本台帳っていうのは基礎自治体が持ってますし、あるいはその住民の皆さんと普段から接して、例えば子育ての支援であるとかそういった家庭の支援業務、あるいは学校とか教育に関わってくるというようなところで、基礎自治体においてはやはり各家庭の個々の課題みたいなところが把握してるってところがあって、そういった基礎自治体が児童虐待対応等を行うことによって、連続した形で、まさにこう書いてある通りのきめ細やかな対応を行うことができるというのが、やはり一番の基礎自治体に児童相談所を設ける一番のメリット、まさにニア・イズ・ベターというような話につながると思いますので、これ今のやっぱり時代の流れとしては、中核市に児童相談所設置というところ、なかなか全国的にも進んでないと聞いてますけど、やはりそういう方向性の中で動いていってますので、これぜひ新たに、特別区設置というふうになりますと、特別区の方で児童相談所設置というのを目指していっ

ていただきたいなというふうに思ったのが一点です。これちょっと意見というか要望としてお伝えさせていただきます。

もう一点、これは質問でお聞きしたいんですけど、介護保険のところですね、25 ページ、26 ページに書いていただいてまして、もともとこれ基礎でやっているのは広域でという話で、前回の協定書案では、一部事務組合でという話になっております。その心ははというのは、多分その特別区ごとで介護保険事業を行うとなると、ただでさえ今、大阪市内の介護保険料は全国一高いと言われている中で、さらに、特別区間での格差も生じるというところだとは思いますが、ただやっぱり、やはりこれ国保に関してはもう制度の流れとして、もともと国保も当然市町村単位でやってたわけですけども、市町村単位でやっている中で、国保料の格差であるとか、国保財政が赤字の自治体もたくさんあったりとかってところで、今はもう広域の方で財政の責任主体となってですね、また大阪府では全国に先んじて府内の国保料の統一保険料というところでやっていってますし、広域化の流れっていうのは、国保に関してはそうだと思うんですけど、逆にこの介護保険に関しては、私が知っている限りでは、そういう広域化っていうところ、かつては目指したようなこともあったようですけども、今はやっぱり住民に身近なところの基礎自治体で、高齢者の方が、自分が生まれ住んでいる地域で、あらゆるサービスを受け入れるようにということで、地域包括ケアシステムというところ、取り組んでいっているところとして、で、法制度上もこれちょっと一番多分ハードルになっているのは、介護保険法では、市町村および特別区が介護保険の保険者ということになっている以上、法改正が必要というのは、僕はかなりのハードルなんじゃないかなというところで、そこを超えてまで、あるいはそこが本当に法改正できるのかというところも含めて、ここはちょっと一足飛びに広域でっていうのは、ちょっとだいぶ問題なんじゃないかと。

いっぺん基礎でやってみた場合の、その保険料がどれぐらい格差が生じてっていうところの課題を、把握した上で、一部事務組合ってすごい悪玉みたいになってますけど、場合によってはそういう形も、特別区が担いながら、やはり保険料の平準化のために一部事務組合っていうのも、私はあり得るんじゃないかなというふうにも思ったんですが、その辺、特に法改正の必要性っていうのがあるところで、そういったところを多分やっていく中で一番問題になるのは、例えばここでじゃあ広域でやりましょうとなったときに、じゃあ国に持って行って、本当に総務省がそれですって行くのかというところが大きな課題だと思うんですけど、その辺ってどうなんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

副首都推進局担当部長の鴨田でございます。まだ、国との調整は現時点では全く行ってい

ない状況でございますので、一定全体の素案等を作成した段階でこの項目に限らず国と調整の必要な項目については国と調整していくということになるというふうな想定をしております。

その上で委員からご質問がありました、まず法律上はおっしゃったように建て付けといたしましてそこを市町村が行うというのが介護保険制度の仕組みになってございますので、保険者的な動きを本当に広域として担えるのかどうかというのはこれから国と考えて調整をしていくということになりますし、あと 26 ページに課題として左下に記載をさせていただいておりますけれども、広域自治体が今の場合にはですね、この特別区域と府内の他の市町村との保険料等の公平性の観点というところもございまして、特別区域だけのことを考えるのか、府域全体で考えるのかということも少し論点としてはございますが、今回大きく上がっている論点の中での住民サービスの持続性ということを考えたときに、現在どんどん保険料等が高騰しているという中で、大阪において広域という前提でたたき台の仕分け案を策定させていただきまして、先生方にご議論いただきたいというのが今回の資料の趣旨でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか、横山委員。

(横山委員)

ご説明ありがとうございます。何点かあるんですが、まず初めに、ちょっと簡単な意見から申し上げて、うめきたとかですね、夢洲など非常に大きいまちづくりを広域でやるっていうのは、重要だと思います。合わせてこれに付随するとか、例えばうめきた地域にはうめきた公園があって、夢洲には今後、万博の記念公園ができる予定なんですけど、こういった公園は多分今の基準上、おそらくこの基準の大きさに該当しない場が基礎に振られる可能性があるのかなと思うんですけど、まちづくりと付随したところなので、例えばうめきたの地区整備とうめきた公園の管理というのは、一体的に広域でやった方がいいんじゃないかなというのはちょっと思ってます。僕の理解が間違ってたら、大丈夫なんですけど。

合わせて、夢洲のまちづくりと万博記念公園も、これは一体のものかと思うので、一緒に広域でやるっていうのはいいんじゃないかなと。加えて、御堂筋の空間再編整備もそうなんですけど、御堂筋もおそらく広域でやることになると思いますので、あそこはエリアマネジメント活動団体という民間の団体さんが非常に熱心に活動してくれていますから、エリアマネ支援なんかも含めて広域でされるっていうのが一貫性があっていいのかなというふうに思います。

合わせまして、もう一つ広域でというところでぜひお考えいただきたいのが、姉妹都市なんです。大阪は古くから割と世界的な例えばシカゴ、メルボルン、ハンブルク、最近では

GMCA（グレーター・マンチェスター合同行政機構）という形で姉妹都市を連結してきたんですが、これが可能性として特別区の方に振られると、おそらくカウンターパートとして先方からもどうなのかと思われる可能性もありますので、例えばシカゴ市とのカウンターパートはやはり大阪府、メルボルンとのカウンターパート大阪府といった形で、こうして対応いただいた方が、より核としてもいいんじゃないかなというふうに思います。何か他に特別区より広い主体で、例えば地域連合みたいな形で姉妹都市提携できるんやったらいいんですが、特別区レベルになると難しいのかなっていうのが意見です。

加えまして、一個質問といいますか、このシステム、今日、府・市、それぞれ所管の局からも来ていただいているので、議論できたらと思うんですが、今あのシステム管理が東京都は基礎になってるんですが、今回の仕分けでは広域の方に振られています。これ、失念というか、忘れてしまいまして、そもそも東京都は基礎、特別区がやってるのを広域に振ったのってどういう整理でしたっけ。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：西島副首都推進局長）

システムを今回は広域に行いましたが、それぞれの付随する、事務にくっついているシステムというのは、一定基礎っていうのも基本的にはあるのかなと思っているんですが、非常に大きな、各特別区に共通するようなシステムをどのように管理していくのかという中で、一定広域に持っていくことで、役所内部の業務システムなんかでいきますと、それを例えば府域に展開できる可能性があるんじゃないかとか、それから、いろいろ人材確保という面から見たときに、実際に特別区で全て今やっていたいっているやつを分けて配置するということになったときに、人材が確保できるのかとか、それぞれの改めて投資をしていかないといけないという中でいくと、一定今の大阪市各局で持っているシステムを広域に持っていくことで、そのシステムの連続性とかですね、持続可能性みたいなのを担保できるんじゃないのかなっていうところで、一旦広域にやらせていただいています。

（杉江会長）

横山委員。

（横山委員）

ありがとうございます。せっかく局も来てくれるので、こちらからあえて立場を指定させてもらって、例えば市の所管局は、特別区が担った方がいいんじゃないかという観点で、要は広域が担った場合の考えられる課題等について、ちょっとご意見いただいてもいいですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(大田大阪市デジタル統括室長)

大阪市デジタル統括室長大田です。先ほども申し上げたんですけれども、現在、大阪市には 300 のシステムがございます。転入転出とか国保、子育て関連など、住民サービスを支えていくようなシステムですとか、また職員が行政内部で使う会計処理とか文書保管といったようなシステム、様々な業務の前提にシステムっていうのがあり、仕事を進めるにあたってはシステムがないと実施できないと言っても過言ではないと思っております。

実施する業務とシステムっていうのが、このように密接に関連しているという状況を踏まえたと、私の立場から先に結論を申し上げると、業務の実施主体とシステムの管理主体は一緒であるべきだと考えております。特別区が担う業務で利用するシステムの運用管理を、例えば府で一元管理ということについては慎重に考えていく必要があると思います。

先ほどその課題というか理由についてなんですけれども、一つとしては、ニア・イズ・ベターということの実現が難しくなると思われま。転入とか転出、国保、子育て関連など特別区の窓口でシステムを利用して住民サービスを提供するという中で、手続きを行ったり、市民から問い合わせを受けたりということをやっていくのは特別区になってきます。

一方で、そのシステムの運用は府だということになりますと、その住民に対しての責任は特別区ですと。ただ、システムとかの管理権限は府にありますという構造になってしまいます。責任と、権限っていうのが分離しますと、例えば障害対応ですとか、制度が変わって改修をしていくとか、新しいサービスを拡充したいというようなシステムの改修の判断であったり、それをどんな順番で優先順位をつけていくのかっていうところの検討などに時間がかかって遅くなって、住民サービスの低下ということにつながってしまうと考えます。

具体的に申し上げますと、新たに特別区の方で給付事業を行いたいとなった場合に、システムを変えていかないといけない。システムの管理の権限が府にありますということでいきますと、その改修の調整などを特別区と府の間で行った上で、府の優先順位に依存することになって、各特別区が主体的に事業を実施できないというようなことが危惧されます。

また、障害に関して住民票が発行できないというような障害が起きた場合、その原因は府の管理するシステムなのか、それとも特別区の端末なのか、特別区にある環境なのか、その障害の切り分けですとか、責任の所在ということが複雑になってまいります。結果として、その住民への対応が遅れてしまうという可能性もあります。住民に対して責任を負うのは特別区になってまいりますので、その責任と運用っていうのはできるだけ近いところに置くということが、住民サービスの質につながってくると思っております。

先ほど 24 ページ、資料 1 の 24 ページの方にも、業務と自治体情報システム標準化の実

施主体についてというところがございすけれども、国の方も、業務の権限を有する自治体が、自治体情報システム標準化の場合も対象自治体というふうに仕様書では定めておりますので、こうしたことも踏まえて国の考え方なのかなと思っております。

そして、2つ目としては、標準化対象のシステムをはじめとした基幹的なシステムというのは、DXを推進する土台となっているということです。

現在、我々デジタル部門の仕事というのは、システムを運用管理することだけではございません。区役所関連の窓口改革ですとか、オンライン手続きを推進するとか、AIを活用する、そのシステムを活用して業務を改革する、そういった既存のシステムと連携して、住民サービスをどのように向上させていくのか、そういうことを考えていくという役割になっております。

例えばですね、最近多くの自治体が進めている、また大阪市も進めようとしている窓口業務支援システムというのがあるんですけれども、それを入れると住民の方が窓口に来られると、何枚も申請書に名前などを書く必要がなくなるとか、それによって行政手続きが迅速に行うことができるようになる、住民サービスが向上するというようなものなんですけれども、これを実現しようとしますと、住民記録システムとか税システム、国保システムなどと連携して、そういったサービスを実現していくということになります。つまり、DXというのはシステムを運用管理するだけではなくて、システムを含めた業務全体をどう最適化していくのかということをやっていくことで、その実現にあたりましては、現場の実態とか、どういうふうに進めていくのかということと、そのシステムであったり、ネットワークというところ、全体のデジタル環境と一体的に検討して業務のあり方を変えていくと。このようなことを特別区の方でやっていくと。

ただ、おっしゃるように、特別区ごとに持っていくっていうのは、非常にコストも人も分けていくのかみたいなことは課題ではないかと私どもも考えておりまして、今やっぱり大阪市として共通して利用しているシステムがございすので、それを活かすような形で、各特別区に権限を持ちながら共同利用していくというようなことを検討していく方が全体的に効率化も図れていいのではないかと考えております。

(杉江会長)

ありがとうございます、横山委員。

(横山委員)

はい、ありがとうございます。あわせまして、府の方からも来ていただいているので、逆に広域で利用した方がより良いんじゃないかと思われる点について、広域に移管した方がいいというお立場に仮に立っていただいて、ご発言いただいたらと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(市瀬大阪府スマートシティ戦略部長)

大阪府スマートシティ戦略部の部長の市瀬と申します。よろしくお願いします。

お問い合わせいただいた件ですが、今、大田室長の方から話された内容とかなり近いあたりになるかなと思っています。業務の権限と責任とシステムは不可分と言われたとおりだと我々も認識しています。従って、今後の業務システムごとのおそらく仕分けによって、今の議論になっていますが、広域でやった方がいいもの、基礎でやった方がいいものというのは位置づけられると思いますので、それが主体になると思います。

その上で新しい4区が基礎に位置づけられているものであっても、広域でやったほうがいいのかというふうに委託していただけるのであれば、我々とすればその業務はお受けできるのではないかなというふうに思っているところです。もちろん広域でやるものは広域でやりますということが前提ですけれども、その際に府としてお受けするのか、それとも外部組織を立ち上げるのか、これは議論が必要なのかと思います。一部事務組合なのか、広域連合なのか、第三セクターなのか、一般財団なのか、いろんなものがあるかと思いますが、それは議論だと思います。その際に、例えば民間人材が必要だということになりましたら、それはそういった組織が必要になってくると思います。ちょっと簡単に、以上でございます。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。今、両者からご意見いただきまして、この17ページのシステム管理は、今、東京都が基礎で、今回の仕分けでは広域になっているところは、西島局長、また今後こういった形で議論を深めていく必要もあるかと思う。まだその余裕はあるという認識で大丈夫ですか。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい。

(横山委員)

じゃあ、引き続き今のご意見賜りながら、より詳細に議論しないといけないという問題提起と述べさせていただきます。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。システムに関してはもう少し議論を深めていきたいと思い

ます。ほかいかがでしょうか。吉村委員。

(吉村委員)

これは意見に関するところでもあるんですけども、まず児童相談所であったり、介護であったり、住民の皆さんに身近に接するところをできる限り特別区でやるべきではないのかなというふうに思っています。

児童相談所なんかもですね、単体で取り上げたら、こういった広域・基礎の議論があるんですけど、その元にあるのはやっぱり子供がいて、そこに虐待であったり、背景である家庭事情であったり、非常に住民にかなり身近なところも関係すると思うんですね。それから、例えば要保護児童対策地域協議会なんかも、これは確か小学校単位だったと思うんですが、そこと連携したりしてるっていうことを考えていくと、やはりこれは広域というよりは、できるだけ身近なところで接した方が、住民から見たらふさわしいのではないかなと。

ここに関しては、例えば保育所の認可もそうですし、それから、今は幼稚園の認可なんかは広域でやっているといると思うんですけど、実はこういったところも住民に身近なところで行った方がいいのではないかなと。まちづくりとか、さっきの鉄道インフラとか、こういったことは広域でやるべきだと思うんですけど、住民の生活に直結する住民側から見てっていうところは、そういった視点が必要なんじゃないかなと思います。今日は仕分けを決めるわけじゃないですけども、これから議論を続けていく上でも、参考ということですから、そういうふうに実際に実務をやりながら感じているところでもあります。

介護保険もさっき意見がありました、高齢者の皆さんに、いかに元気で、その地域で健康やかに生活してもらえるかっていうのを考えると、介護保険料の裏にあるのはやっぱり介護保険サービスを利用する人の生活があって、できるだけそういう介護保険を利用しなくても元気でいけるように健康でいけるようにしようねっていう、そういった活動も今、大阪市百歳体操とかいろいろされていると思いますが、こういったことをもっと身近なところで行っていった方がいいのではないかな、大阪市でも範囲が広いんじゃないかなぐらいに思っていて、そう考えるとこれが本当に、広域というのがふさわしいのかなと、さっき法律の課題もありましたけれども、そういった住民から見てどうなのかっていうのを、常にこの仕分けにおいては考えていった方がいいんだろうというのは思うところがあるので、今後の議論が並行してということになると思いますけれども、そういった視点を加えていければなというふうに思っています。意見です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか、東委員。

(東委員)

ありがとうございます。いろいろ委員の先生方も考え方としてはあると思うんですけど

ども、今、知事がおっしゃったような、住民に身近なところ、まさにそのとおりなんですけども、例えば介護保険なんかは、今度、介護保険料の算定をですね、身近なところで介護サービス料を決めて寄り添ってやると、おそらく介護保険料にまた跳ね返ってくるような形になりますんで、これは本当に身近な特別区が介護保険料を抑制するような、健康寿命を延ばしたりっていうのとまた別で、いわゆる介護事業者とともに、寄り添っていく立場に立てばですね、やはり介護サービス料を、本当に基礎自治体がコントロールできるとは、それを現状と将来とで、今よりも良くなろうとするとですね、4、8、24 という、基礎自治体でそれを推進していくには、今よりも良くなることよりも、今よりも見通しが暗くなることの方が、実は多いんじゃないかなというふうにも思ったりします。

あと、交通インフラという話が出てきましたけれども、たけち委員の方からもありましたとおり、いわゆるまちづくりというのは、大きな梅田北ヤードであったり、夢洲であったり、拠点整備は、これは広域が当然デザインをしてやっていくべきだというふうに思いますけれども、それぞれ今のもともとの議論のスタートというのは、今までの大阪府・市の関係、そして今までの大阪市に、市長として1人では目配せできなかったところ。それをね、区長が4人になったり、区長が8人になったりすることで、よりきめ細やかな実施ができる。これは当然教育、福祉以外のまちづくりもこういう観点に立ってやるべきですから、そこにいわゆる地区計画で用途の指定、こういうのは必ず権限として必要になってくると思いますし、加えて、ちょっとここでやめておきます。すみません、また整理してお話します。

いずれにしても、今これで決め切るということではなくて仕分け自体もですね、これから委員の皆さんもだいたい早い方で昨日ですから。それでご披露いただいて、これをたたき台という形で、ちょっと個別に深めていけるようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

(杉江会長)

はい、ご意見ありがとうございます。河崎委員、お願いします。

(河崎委員)

はい。私もですね、制度設計についての考え方みたいなことも、個人的な想いも伝えさせていただきたいんですけど、精緻な議論、何がベストかと追求するのももちろん大切なんですけど、各論に入っていくほど袋小路に入るっていう面もあります。明らかに広域、基礎っていうのは、争いがない部分は当然一致するし、これまでの蓄積もあるわけですから。

ただ、詰めていくと、間の部分ですね。こっちがいい、あっちがいい、それはまちづくりにしても、もしかしたら児童相談所とか保健所とか、いろんな斎場とかですね、個別が上がっていて、ここにいる委員のメンバーでもやっぱり違う意見も出てくると思うんですね。

何が言いたいかというと、その制度設計っていうのは、柔軟性とか幅を一定持たして進めていくっていうことがすごく大事だと思っていて。時代の変化でいろいろ価値観が変わっ

たりですね、ニーズが変わったり技術が発展したりとか、そういう中でその幅を持たせるので、その基本的な考え方っていうのは、まずはこっちで進めてみましょうっていうふうにある意味割り切りも必要だと思ってます。詰めていく部分と、まずはここから、僕のイメージでは広域に一元化するような、より強くなる広域自治体というカテゴリーではまず広域から始まると。やっぱりどうしても身近な住民サービスを充実させていきたい基礎自治体というのはどういうものか、身近なものはやっぱりまずは基礎自治体から始めていくという、そういう何か大きな考え方で振り分けていくしかない部分もあるのかなと思っております。意見です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。紀田委員お願いします。

(紀田委員)

せっかく挙げていただいているのに、これまで議論がないので、斎場、火葬場についてなんです。4区の場合は基礎でやって、それ以外は広域に持っていくというふうに整理されているんですけども、ここの整理をされた背景にある理由のようなものを局内の検討された理由を教えてください。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：山野副首都推進局理事)

理事の山野でございます。27 ページの資料にもございますように、大阪市には現在、5か所の斎場がございます。場所につきましても一定市内に分散していますという形でございます。こういったところを踏まえまして、4区案でありましたならば、区割りがどうかというところがございますけれども、おそらく一つの特別区に一つの斎場を置くことができるのではないかとこのところで基礎という整理をさせていただきまして、それ以上に細分化されますと、やはり一つの区にはないということになってまいりますから、そういった意味で広域というふうな整理をさせていただいた、というところでございます。

(杉江会長)

紀田委員お願いします。

(紀田委員)

4やったら綺麗に割れるからそれでいいじゃないですかっていう理由としてはそれだけだということですね。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

たまたま5つあるっていうのはあるんですけども、やっぱり今、東京都の方で今後、資料にも書きましたが、高齢化の進展の中で火葬需要が結構増えてくるっていうところになった時に、それを応えていくっていうにあたって、非常に東京都で今回、火葬待ちとか料金の上昇みたいな課題もありましたんで、一旦今回、論点というか事例としてですね、挙げさせていただいて、ご議論いただけたらというふうに思ったという次第です。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

これから大量に火葬場の需要が上がっていくっていうのは、大阪も東京と似たような事例だと思うんですけども、東京はちょっと民営化が先行したこともあって、都の事情もあると思うんです。大阪の場合、そこまで逼迫していないように思うんですが、現在の時点ではですね。何が言いたいかと言いますと、仮に広域に持ってきた場合、懸念として示されている13条の正当な理由っていうのが何なのかと。もともと特別区内の区民の需要に向けて建設したもので、大阪府が引き継いでいるんだから、第一優先権はかつて区内で居住されていた方であって、そこに空きがある場合のみ、区外の方にも広げるといったような条例を作ってますね、その条例に基づいて運用するっていうのは、正当な理由に当たるんじゃないのかなとも思うんですけども、そういったあたりも検討されたんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

すみません、そこまで細かい制度設計まで今行ってございません。今、紀田委員おっしゃった通り、東京都の場合、非常に民営が多い、ほとんど民営に近いという形の中で、非常にそういう課題ができていますので、そこは大阪の状況は若干違うかなというのも認識してございます。今日はいただいた意見も踏まえながらですね、またどのようにしていくのか、事務局としても検討していきたいと思います。

(杉江会長)

ほかいかがでしょうか。ご確認、ご質問。よろしいでしょうか。

そしたら、いろいろな観点からご意見いただきましたので、副首都大阪としてですね、経済成長とか、首都代替機能といった方を出していくには、東京都を参考にしてですね、都市計画決定とか、大規模インフラの整備、経済交通政策などの事務は広域で担いつつ、一方、住民に身近な特別区の事務については、ニア・イズ・ベターの観点から、大阪市域の実情も踏まえてですね、東京以上に良いものに充実させていくというところかと思しますので、広域と基礎の事務分担については、事務局から説明あったこの事務分担案、これを基本としつつですね、本日いろんな観点でご意見いただきましたので、これから協定書を作っていく中で、さらに議論を深めてですね、協議を続けていきたいと思しますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思しますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（杉江会長）

引き続きここに関しては、今日のご意見を踏まえて議論を深めていきたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、前回、委員の皆さんに区数とそれに対する区割案について、次回お示しいただきたいという形でお願いしておりました。これにつきまして、私のところに、維新の方から区割案の提示をいただいていますので、これについて説明をいただきたいと思います。特別区の区割り案について、4区案、8区案、24区案ということでご提示いただいていますので、それぞれ提案の趣旨、内容について、配付した資料についてですね、まず4区案について置田委員の方からご説明をお願いします。

（置田委員）

それでは私の方から、我が会派から提案させていただく4区案について、ご説明をさせていただきます。2ページのところに、地図の区割り案、そして各区の面積、人口、将来推計人口、純付加価値額、それぞれデータを載せております。

まず、次の3ページのところに考え方等が記載されておりますけれども、まず区数をなぜ4にしたかという点でありますけれども、当然、細分化すればするほど、人口のバランスも不均衡になりますし、財政のバランスも欠けてくるということで、4区にすることによって、人口の均衡化が図られるように最大限考慮する。また、財政状況の均衡化が図られるように最大限考慮する。そしてまた、過去の分区、合区の経緯も踏まえるというところから4区とさせていただいております。区割りについてですけれども、区割りの考え方について、ここに書いてあるとおりですが、ベースとしまして、前回協定書案の区割りがまさに4区というところでありまして、そのときの考え方というのは、大阪市内の4つの核となるような商業施設があるターミナル、新大阪、梅田、難波、天王寺・阿倍野、この4カ所それぞれを抱え

る特別区に分けるという考え方のもとで区割りをしたという経緯があります。

今回についても同じ考え方で、4つのターミナルがそれぞれの特別区に配分されるようにという点、それによって、商業集積や道路の交通網の接続によって住民の利便性にも落ちつきますし、また防災上の視点も考慮させていただいているというところでもありますけれども、前回の協定書案から変更した点もございまして、追加で港区が淀川、この表でいう第1区に含まれていたのを、今回は中央区、第3区の方に移動させております。住吉区を第3区から第4区の方に、東成区も順次移動させたというようなところでもあります。これはまさに書いた通りの各区の合区、分区の歴史を踏まえて、また、地域としての一体性を踏まえて、このような微修正をしたというのが今回の区割り案となっております。

この区割りのメリット、デメリットについても3ページで書かせていただいているんですけども、やはり最大のメリットとしましては、特別区間における人口格差、また財政格差が生じにくいというところと、やはり非常に大きな財政基盤を有する特別区が誕生しますので、より権限、財源を持てる。そしてまた行政コストが最も低く抑えられるというところで、シミュレーションも前回出しましたけれども、職員数、また庁舎コスト、この増加も抑えられるというところが大きなメリットであります。

一方でデメリットも書かせていただいていますけど、大きな人口規模、面積になりますので、住民のメリットが見えにくい。また、行政組合がなくなる、地域特性が混在する、あと住民投票で否決されたという経緯もございしますが、前回のところでも、これまだ議論はされてないんですが、前回の協定書案でも議論されたとおり、今の24区役所はそのまま残してですね、名称も残して、地域自治区という形で、地域コミュニティ、そしてまた住民の皆さんのサービスの窓口になるような区役所はそのまま残す、また地名も残すという形での制度設計もされておりますし、今回もそういう形ですべきだと思っておりますので、このあたりのデメリットも十分克服できる内容になっているのではないかというふうに考えております。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。続いて、8区案について、たけち委員の方からご説明をお願いします。

(たけち委員)

私の方から8区案についてご説明させていただきたいと思います。

資料4ページ以降、まず5ページに地図と統計データを載せさせていただいております。考え方、メリット、デメリットについては6ページに記載させていただいている通りでございまして、そもそもこれですね、それぞれの区が将来にわたって、人口30万人程度を維持できるように設計しているのが8区案でございます。日本の中核市と同じくらいの規模となっておりまして、やっぱり大きすぎて住民の声が届かないということを防ぎつつ、福祉や

インフラ整備などですね、これらを効率よく行えるといったバランスを考慮した案となっております。地域コミュニティ、過去の分区、合区といった歴史的経緯も考慮した上での役割となっております。

地図をご覧くださいますと、第1区から第8区という形で分かれておりまして、この境界線につきましては、生活のしやすさを守るといった観点から、電車や道路のつながり、毎日の買い物等に便利な商業エリアなども考慮した上で、これまで通り、スムーズに移動や交流ができるといった区割りになっております。

命を守る防災対策の点ですけれども、今回の区割りの考え方というところで、この資料6ページの下の方にも載せさせていただいているんですけれども、この大阪にあつては、やっぱりこの海と河川に囲まれた地形といった、そういった特性がございます。大阪は海と川に囲まれた街であるからこそ、水害やあるいは地震が起きた際に、避難計画や防災対策がスムーズに連携できるよう、地形を考慮したエリアという形で区割りがされているところがございます。あともう1件、歴史と地域の絆ということで、先ほど言いましたように、過去の分区、合区などの経緯も踏まえていますということでしたが、昔から築き上げてきました地域のコミュニティ、これらを壊さないよう、最大限の配慮をされている区割りとなっております。例えば、淀川、東淀川、西淀川のエリアであつたり、あるいは阿倍野、住吉、東住吉のエリアなど、もともとつながりの深い地域が同じ区になるように工夫されております。

これまで一緒に街づくりをしてきた地域や、あるいは鉄道、道路、幹線道路も含めて、様々な道路がありますけれども、道路で生活圏が重なっている、つながっている、連続している、そういった地域についてはできる限り同じ区になるように、最大限の配慮をして線引きをさせていただいているといった形になっております。

メリットについてです。こちらに記載させていただいているところがございますが、3点ありますが、概要を言いますと、町の個性を生かした政治ができるといったところで、8つに分かれるということで、それぞれの区の個性を発揮しやすい。例えば、この国は子育て支援がもっと必要だ、あるいはここは商業を盛り上げようなど、その地域に本当に必要なサービスを集中して行いやすくなっていくということが考えられております。あとは、効率と身近さの両立といった点で、無駄のない効率的な行政運営、ここは4区と比べるとどうしても劣ってしまいますが、スケールメリットっていうところも実現しつつ、今の24区よりも、区役所や区長が皆さんの身近な存在になるのではないかとといったところがメリットとして挙げられます。

一方のデメリットでございます。これはコストが増える、やっぱり4区と比べますとコストがどうしても増えてしまいます。先ほど、財政シミュレーションを示していただいた通り、推計A、推計Bと2パターンございますけれども、推計Bにあつてはマイナスというところが出てました。2回シミュレーションしていただいたわけですが、2回ともマイナスということが出ておりまして、やっぱりどうしても区の数が増えるといった観点からは、新しい庁舎の整備、人員、そして区議会の運営などに伴うコストが新たにかかってしま

うというところでございます。

あともう一点は、1区あたりの財政規模が小さくなるところが、これは4区に比べて、大阪市全体を8つに分けるということで、一つの区が自由に使える予算の規模自体は、今の大阪市全体と比べると、その財政規模というのも、やっぱり小さくなってしまいうところでございます。

あともう一点ですね、この8区というところで、デメリットはここには書かせていただいてないんですけども、行政の執行体制というところで、ちょっと先ほどの質問であったり、これまでの議論でもいろいろ出てきましたが今後、将来にわたってしっかり持続可能な運営体制整えるためには、例えば技術職員であったり、あるいは専門職員、そういった方々の人員体制というのが極めて重要でございます。そういったところで、この持続可能、あるいはさらに発展的な組織体制のあり方については、一定懸念が残っているかなと思っておるところでございます。以上、8区案の説明でございます。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

ありがとうございます。そしたら、24区案について紀田委員からご説明をお願いします。

(紀田委員)

24区案ですけども、24区を24通りに分けるという案ですので、区割りの方法はこの一つしかありません。ですので、バリエーションはなくて、この工夫でやりましたっていうのは特にはないんです。

ですので、あまりそれも愛想がありませんので、24と8と4、今回、大阪維新の会から提案させていただくんですけども、じゃあ24は何のメリットがあるんですかデメリットがあるんですかというところですね、区割りの変更によって生じるメリットはありませんので、デメリットも逆に言えばありませんので、その意味でメリット、デメリットは特に示していないですけども、あえて言いますと、どの案でもそもそも前進なんです。4でも8でも24でも前進します。広域行政の一体運営が逆戻り、過去に戻ることが絶対なくなります。その結果、長期で安定して、我々は結構成功したと前回ちょっと吐露しましたがけれども、この15年の大阪が、私は成功しつつあると思っていますけれども、大阪の街が成長していく路線というのがある意味確定するんですね。ですから、今まで以上に豊かになる可能性が高まりますよと、府市一体行政を進めることができますよということです。

捉え方なんですけども、大阪市が4つに分かれる、あるいは8つ、あるいは24というよりはですね、大阪府と大阪市が一体になる、中之島と大手前が一体になる、そして24ある区役所がパワーアップするというの、私は大阪都構想の見方ではないかなと個人的には思っておりますが、各特別区は完全な基礎自治体として、一本立ちするわけではありません。都区財政調整を通じて、財政面でお互いに共有していきます。その意味で、大阪市として一体性を持って今後も続いていくということなんです。その意味で、私は大阪市というアイデ

ンティティ自体も各特別区間で共有して、今後も受け継がれて行くんじゃないのかなと思います。

そして、その上で24区ならではのメリットは何ですかと言いますと、区の数が変わらないということは、今お住まいいただいている区がそのままありますよというものです。平たく言いますと、広域行政の一体化を最優先して、市役所と府庁が合併して、区役所もそのままですので、変化と言いますか、変わる場所というのが最も少ない案ではないかなと思います。そして懸念されるデメリットがあるとすればというか、これは明確ですけども、他の2案に対して行政コストが上がります。今回試算し直していただけてますけども、半分ぐらいには減ってますけども、それでもだいぶ増えます。ここをどう評価するかと思うんです。過去15年間の広域行政の一体運営で、大阪の町は大変豊かになってきました。その結果、行政コストをかけられる余地というのが限りなく高まっています。このコストを民主主義がより進化する、より住民に近いところで意思決定をする方向に投資するのか、あるいは他の部分ですね。そこまでは住民に近づかないけれども、まちづくりのために投資するのか、民主主義によりコストをかけるのか、他のところにコストをかけるのかというところで判断していけばいいのではないかなと思っています。

個人的な立場で申し上げますと、4区案でも、8区案でも、24区案でも、大阪市民の皆様には自信を持って選択していただける、今の大阪市と大阪府の2つの役所が並立する体制よりも、はるかに良い大阪を実現する案だと思います。その上で、24区案の説明もさせていただきます。以上です。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございます。4区案、8区案、24区案についてそれぞれご説明いただきましたが、説明の補足といいますか、それぞれの区割り案について何かございましたらご発言いただけたらと思いますし、逆に維新の方から提案いただけてますけど、ご質問とかご確認とかあれば、区割り案の中での懸念とか心配事項があればご発言いただけたと思いますけども、いかがでしょうか。藤田委員。

(藤田委員)

私の方からですね、ちょっと誤解のないように、傍聴されている方、インターネット中継もありますので、加えてご説明をしたいんですけども、区数が少なくなっていくほどコストが有利やんかっていうことを言ってしまうと、もう1区で大阪市のまがが一番有利やんかっていうちょっと乱暴な議論に巻き込まれてしまいますので、ここはちょっと整理をしておきたくて、前回2回目の住民投票の時に大学に依頼して調査していただいたように、住民1人当たりの行政コストで言うと、だいたい50万人から30万人ぐらいが一番効率的だということが学説で出ていますので、このコスト試算の案は、大阪市一市で住民ニーズに最適化していないといったら言い過ぎですけども、大阪市内で均一にサービスをしているサ

ービスをそのまま特別区で実施した場合のコストというのが出ていますので、本来はここからその特別区ごとに、この事務はいるけど、この事務はもうやめていこうとか、そういう最適化が行われた結果、住民1人当たりの行政コストというのは将来的にもっと最適化されていくと思っていますので、今この大阪市でやっている事務を、画一的にこの4区なり8区なり24区に貼り付けたら、こういうコスト計算になりますよということであって、これは将来にわたってはこの限りではないということは加えて説明をしておきたいなというふうに思います。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか、区割り案について。たけち委員、お願いします。

(たけち委員)

はい、ありがとうございます。私自身もですね、先ほども8区の説明もさせていただいております。4区、8区、24区、いろいろあるのですが、いずれも、ただコストの部分だけで判断してはいけないというところも、もちろん藤田委員の言う通りだと思っておりまして、ただ、さらに言いますと、事務分担もどうしても紐づいてくる話だと思います。

先ほどの事務局からご説明いただいた通り、論点3にあったように、区数が変われば事務分担も変わるっていうような論点もあります。といったところで、どこまで事務分担を担っていけるのか、ここからは特別区の話になってきますので、特別区がどこまでその事務を担っていけるのか、それはこれまでも申し上げさせていただいた通り、副首都にふさわしい大阪、副首都にふさわしい特別区として、その特別区の区民となられる方々にとって、本当に充実を感じてもらえるような、そんな議論が必要だと思いますので、そういった視点も含めて議論をさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

はい、そしたらご説明ありがとうございます。ご意見もありがとうございます。今、区割り案についてですね、3案、4区案、8区案、24区案とご説明いただきました。今、たけち委員からも副首都にふさわしいあり方っていう視点でぜひ考えてもらいたいというのもありましたけれども、この3案の中からですね、次回の協議会で、特別区の区割り案っていうのを、決めていきたいというふうにしております。

そういう形で進めさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(杉江会長)

そしたら、そのように進めさせていただきます。そしたら、次回につきましては、来週 8 月 7 日金曜日に開催を予定しておりまして、開始時刻や会議場所については事務局で調整をお願いいたします。この際、ほかに何かご発言ございますでしょうか。紀田委員、お願いします。

(紀田委員)

その予定されている日にですね、大阪府原子炉問題審議会がございまして、こちら開催が確定してるんですけども、その時間によってはですね、どちらに出席するのかはちょっと相談させてください。

(杉江会長)

はい、わかりました。また調整しましょう。ほかご発言よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上でございます。これで本日の協議会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。